

# 令和元年度上期放射線管理等報告書

原管発官 R1第 141号  
令和元年 11月 13日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
氏 名 東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所
	所 在 地	福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

\* 上期報告対象外

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位：Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
排気口又は 排気監視設備	1号炉主排気筒	ND	ND	ND	ND	注-1
	廃棄物処理建屋換気系排気筒	ND	ND	ND	ND	注-1
	サイトバンカ建屋排気口	ND	ND	ND	ND	注-2
	2号炉主排気筒	ND	ND	ND	ND	注-1
	3号炉主排気筒	ND	ND	ND	ND	注-1
	焼却設備排気筒	ND	ND	ND	ND	注-2
	4号炉主排気筒	ND	ND	ND	ND	注-1

注-1：主排気筒及び廃棄物処理建屋換気系排気筒における濃度は、希ガス濃度である。

なお、放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示した。

主排気筒及び廃棄物処理建屋換気系排気筒における濃度の検出限界値は、 $2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 以下である。

注-2：焼却設備排気筒及びサイトバンカ建屋排気口における濃度は、粒子状放射性物質濃度である。

なお、放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示した。

焼却設備排気筒及びサイトバンカ建屋排気口における濃度の検出限界値は、 $4 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ 以下(<sup>60</sup>Coで代表)である。

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度

① 放射性物質の種類別の年間放出量

\* 上期報告対象外

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位：Bq/cm<sup>3</sup>)

濃度		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
排水口又は 排水監視設備	1号炉排水口	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし
	2号炉排水口	ND	ND	ND	ND
	3号炉排水口	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし
	4号炉排水口	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし	放出実績 なし

注-1

注-1：排水口における濃度は、<sup>3</sup>Hを除く値である。

なお、放出放射能濃度が検出限界未満の場合はNDと表示した。

排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(<sup>60</sup>Coで代表)は、

前半の3月間平均で $9.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ 以下、

後半の3月間平均で $1.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ 以下である。

(但し、<sup>3</sup>Hの平均排水口濃度(2次系<sup>3</sup>Hを含む)は、前半の3月間平均で $9.9 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$   
後半の3月間平均で $1.1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ である。)

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等

\* 上期報告対象外

2 使用済燃料の貯蔵量等  
\*上期報告対象外

### 3 放射線業務従事者の線量分布

- (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布  
\*上期報告対象外

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量 放射線 業務従事者		線量分布 (人)					総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		1mSv 以下	1mSv を超え 2mSv 以下	2mSv を超え 5mSv 以下	5mSv を 超えるもの	合計			
前半の 3月間 (4月～6月)	職員	31	0	0	0	31	0.00	0.0	0.04
	その他	7	0	0	0	7	0.00	0.0	0.02
	合計	38	0	0	0	38	0.00	0.0	
後半の 3月間 (7月～9月)	職員	24	0	0	0	24	0.00	0.0	0.04
	その他	6	0	0	0	6	0.00	0.0	0.02
	合計	30	0	0	0	30	0.00	0.0	

#### 4 一般公衆の実効線量の評価

\* 上期報告対象外



5 運転時間及び熱出力

[発電用原子炉の名称：福島第二原子力発電所 1号炉]

月 別	項 目 運転時間 (h)	熱 出 力	
		平 均 ( k W )	最 大 ( k W )
4 月	0	0	0
5 月	0	0	0
6 月	0	0	0
7 月	0	0	0
8 月	0	0	0
9 月	0	0	0
合 計	0	0	0

[発電用原子炉の名称：福島第二原子力発電所 2号炉]

月 別	項 目 運転時間 (h)	熱 出 力	
		平 均 ( k W )	最 大 ( k W )
4 月	0	0	0
5 月	0	0	0
6 月	0	0	0
7 月	0	0	0
8 月	0	0	0
9 月	0	0	0
合 計	0	0	0

[発電用原子炉の名称：福島第二原子力発電所 3号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
合計	0	0	0

[発電用原子炉の名称：福島第二原子力発電所 4号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
合計	0	0	0

(参考資料)

- ・ 排気口から放出される放射性物質（希ガス）は，評価地点までの希釈を考慮した上で「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 5 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。このため，周辺監視区域外の濃度については排気口出口濃度より計算して求める。
- ・ 排気口出口濃度より計算で求めた陸側の周辺監視区域外の空气中放射性物質濃度を参考として以下に示す。気象条件は標準気象を用いた。

最大濃度地点における地上濃度	前半の 3 月間平均値 (4 月～6 月 Bq/cm <sup>3</sup> )	後半の 3 月間平均値 (7 月～9 月 Bq/cm <sup>3</sup> )
	_____	_____

- ・ 排水口から放出される放射性物質（<sup>3</sup>Hを除く）は，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）」の別表第 1 の第 6 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。